

特定金属くず買受業の届出について

(令和8年6月1日施行)

➤ 令和8年6月1日から、特定金属くず買受業を営む場合は、公安委員会への届出が必要になります。

※ 特定金属くず … 主として特定金属(※1)により構成されている金属くず(※2)のことをいいます。

※ 1 … 特定金属として指定されているものは、銅のみ(令和8年6月1日現在)になります。

※ 2 … 「主として特定金属により構成されている」とは、物品の重量又は価格が2分の1以上を特定金属が占めていることをいいます。

なお、物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法第2条第1項に規定する古物に該当するものは除きます。

Q: どこに届出すればいいですか？

A: 届出の窓口は、営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(刑事生活安全課)になります。

Q: 届出には、どのような書類が必要ですか？

A: 届出を行われる際は、専用の様式(営業開始届出書)を提出ください。

なお、添付書類として、

- 個人の方 …
- ① 営業所の平面図及び周囲の略図
 - ② 特定金属くずの保管場所の平面図及び周囲の略図
 - ③ 住民票の写し(本籍(外国人は国籍)記載のもの)

- 法人の方 …
- ① 営業所の平面図及び周囲の略図
 - ② 特定金属くずの保管場所の平面図及び周囲の略図
 - ③ 定款
 - ④ 登記事項証明書
 - ⑤ 代表者の住民票の写し(本籍(外国人は国籍)記載のもの)

が必要になります。

Q: 現に特定金属くず買受業を営んでいる場合はどうすればいいですか？

A: 令和8年6月1日時点で、現に特定金属くず買受業を営んでいる方は、令和8年8月31日までに届出が必要になります。